

令和 8 年度 江東区こども食堂支援事業補助金について

(令和 8 年 10 月 16 日改訂)

1 目的

この補助金は、こどもや保護者を対象に無償又は低額で食事の提供を実施し又は実施しようとするこども食堂（団体・個人）に対し、その運営費の一部を補助することによりこども食堂の新規開設や継続的な運営を支援し、こどもの居場所づくり及びこどもを見守る環境の整備を図ることを目的としています。

2 補助対象者

補助対象者は、江東区内でこども食堂を運営する団体又は個人で、以下の要件を全て満たす必要があります。

- (1) 定款又は会則を備えていること。
- (2) 補助金交付申請前までに江東区の保健所に食事の調理及び提供に関する事項の相談を行い、必要に応じて各種届出を提出し、指導及び助言を受けていること。
- (3) 団体の構成員又は個人が食品衛生責任者の資格を有していること又は補助対象事業の開始前までに資格取得を予定していること。
- (4) 補助対象事業を実施するに当たり、継続的な実施ができる物的能力及び人的能力を有していること。
- (5) 政治活動及び宗教活動並びに利用者に対する営業活動及び勧誘行為を行わないこと。
- (6) 営利目的の活動を行わないこと。
- (7) 公序良俗に反する活動を行わないこと。

3 補助基準額(予定)

- (1) 標準型【基本事業】（会食形式の開催）

年額	月 1 回実施の場合	5 3 万円
	月 2 回実施の場合	1 0 6 万円
	月 3 回以上実施の場合	1 5 9 万円

- (2) 標準型【加算事業】（配食・宅食の実施） 年額 8 0 万円まで

- (3) 連携強化型(会食形式＋配食・宅食) 年額 3 1 4 万円まで

※ (1) 又は (1) と (2) の標準型か (3) 連携強化型のどちらかを選択。

- (4) 設備整備費等支援経費 年額 5 0 万円まで

- (5) 運営指導委託料(調理・衛生管理) 1 回 2 7, 5 0 0 円まで(年 2 回まで)

- (6) 食品衛生責任者資格受講料 1 2, 0 0 0 円まで(年 1 回 1 人分)

4 補助要件について

(1) 標準型【基本事業】の補助要件

- ① 原則として、実施場所が固定されていること。
- ② 家庭の事情等により孤食の状況にあるこどもが主な利用者であること。
- ③ こどもの発達に十分な栄養があり、原則として団体の構成員又は個人が直接その場（こども食堂）で調理した食事を提供すること。
- ④ 勉強、遊び体験等、食事の提供前後にこどもが安心して過ごせる環境を確保できること。
- ⑤ 原則として、こども又は保護者が1回当たり合わせて10名以上が参加できる規模であって、1回当たり10食以上を提供できること。
- ⑥ 原則月1回以上で開催していること。
➡合理的な理由によりこども食堂を実施できない場合は、理由書を区に提出してください。
- ⑦ 1回当たりの開設時間が概ね2時間以上であること。
- ⑧ 補助対象事業の実施中に現場に常に責任者を配置すること。
- ⑨ 原則として、活動の補助等を行うスタッフを1名以上配置すること。
- ⑩ 食物アレルギーの把握その他こどもへの安全対策がなされていること。
- ⑪ 補助対象事業の実施中に発生した事故による損害を補償するための保険に加入していること。
- ⑫ こども及びその保護者の生活状況を把握し、必要に応じて関係機関等の必要な支援につなげること。

(2) 標準型【加算事業】の補助要件

- ① 基本事業を行っていること（月1回以上、会食形式で開催）。
- ② こども食堂で調理若しくは用意した弁当又は食材を配食・宅食すること。
※加算事業については、補助要件に人数や頻度の指定はありません。

(3) 連携強化型(会食形式+配食・宅食)の補助要件

- ① （1）標準型【基本事業】の要件をすべて満たすこと。
- ② 原則として、週1回以上の割合で会食形式又は配食若しくは宅食形式で実施すること。
➡ただし、少なくとも月に1回以上は、会食形式で開催すること。

【(例) 1か月の内訳】

1週目に会食形式で開催した場合、2週目以降は会食、配食・宅食形式に関わらず、こども食堂を開催すること。

- ③ 基本事業又は加算事業に係る補助金の申請及び請求を行っていないこと。
- ④ こども食堂と区との間で対面により定期的に（半年に1回程度以上）要支援家庭等の情報共有を行うこと。

◎（１）から（３）の対象経費は次の表のとおり

項目	対象経費
需用費	事業に利用する消耗品費（調理器具、食器類、日用品等）、こども食堂の案内のためのパンフレット等印刷費、光熱水費、食材費及び車両の燃料費
役務費	通信費、郵便代、保険料及び食材の運搬に係る交通費（こども食堂スタッフの通勤に係る交通費を除く。）
使用料及び賃借料	会場の賃料、車両の賃借料、配送費等
その他	改修費、備品購入費、負担金、委託料

※自宅や店舗等が実施場所の場合等、こども食堂の取組分としての金額が明確ではない場合は、開所時間分で按分する等の方法で算出します。

※こどもとその保護者が食堂の主たる利用者であれば、地域住民等その他の利用者に係る費用についても、経費の対象に含めます。

※改修費、備品購入費で整備した備品等が食堂利用専用とならない場合は、こども食堂活動時間等で按分した金額が補助対象となります。

※こども食堂の人件費や事務費などは補助対象外です。

（４）設備整備費等支援経費の補助要件

新規食堂の開設や既存食堂の支援の拡充に必要な設備整備等に要する経費が対象。

➡対象は、冷蔵庫やデリバリーカート等の備品購入費や工事費用です。食堂利用専用とならない場合は、こども食堂活動時間等で按分した金額が補助対象となります（開設に備えて購入した食材や洗剤、皿等は需要費として取り扱います）。

※備品の更新等に係る費用は、（１）から（３）の対象経費になります。

（５）運営指導委託料の補助要件

調理方法や衛生管理等の指導の委託にかかる費用として、年２回を限度として、１回あたり２７，５００円を上限に補助します。

（６）食品衛生責任者資格受講料の補助要件

食品衛生責任者資格受講料として、１年につき１人までで１２，０００円を上限に補助します。

５ その他留意点

（１）補助金の交付を受ける場合、区が開催する連絡会に、年１回以上参加することが必要です。また、その連絡会で実施する虐待の未然防止・早期発見に係る研修を受けることも必要です。

- (2) 活動においては、参加者に対しこども・家庭の支援に関わる相談窓口を周知するよう努めてください。
- また、不適切な養育等が疑われる場合や、日常的な見守りの結果等において、必要に応じてニーズに対応した関係機関に共有してください。
- (3) 民間の助成金を併せて申請する場合は、必ず区に申請額や用途について報告してください。なお、民間の助成金を申請する際に計上した経費（領収書）は、区の補助金では計上できません。

【連絡先】

江東区こども未来部こども家庭支援課

こども政策推進担当 担当：白井、小倉

電 話：03-3647-9671

FAX：03-3647-9196

E-Mail：syokudoushien@city.koto.lg.jp